



## 学校歯科保健の基礎知識

### ～明るく楽しい学校歯科保健活動のために～

齋藤 秀子 先生

日本学校歯科医会副会長・埼玉県歯科医師会常務理事  
医療法人杏友会 さいとう歯科医院院長

#### 【略歴】

昭和 48 年 3 月 東京歯科大学卒業

昭和 48 年 4 月～51 年 3 月

東京歯科大学小児歯科学教室助手

昭和 54 年 さいとう歯科医院開業

平成 15 年 4 月～平成 27 年 3 月

埼玉県国民団体連合会審査委員会委員

平成 16 年 埼玉県歯科医師会理事

平成 25 年～ 埼玉県歯科医師会常務理事

平成 23 年～平成 29 年 6 月 日本学校歯科医会常務理事

平成 29 年 6 月～ 日本学校歯科医会副会長

平成 24 年 5 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

今後の健康診断の在り方等に関する検討会協力者（文部科学省スポーツ・青少年局）

平成 26 年～平成 27 年度

児童生徒等の健康診断マニュアル改訂委員会協力者（公益財団法人 日本学校保健会）

#### 抄録

人口動態の変化による著しい少子高齢化が子供の生活にも様々な影響を与えていた昨今です。いじめ・校内暴力等の課題・アレルギー疾患への対応・子供の健康状況の二極化など課題が山積している現状の解決のため、学校現場においては様々な課題に取り組む努力がなされています。平成 18 年教育基本法改正により教育現場は大きく変化をしています。

学校保健活動及び学校歯科医に関連の深いところでは、平成 20 年 6 月には学校保健法が学校保健安全法に改正、平成 21 年 4 月より施行されています。

「学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという大きく 2 つの役割がある。」

これは、平成 27 年 8 月 25 日発刊「児童生徒等の健康診断マニュアル平成 27 年改訂版」に記載された最新の学校健康診断の役割です。学校における健康診断は、学校における保健管理の中核に位置しており、前述のように教育活動としての一面を持っています。

学校保健とは、保健管理と保健教育を適切に行うことにより児童生徒や教職員の健康を保持増進し心身ともに健康な国民の育成を図るという教育活動の事を言います。保健教育と保健管理を円滑かつ効果的に進めるためには、組織活動の充実が不可欠となります。組織活動とは、家庭や、地域の関係機関・団体等との連携を緊密にしながら、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進することができるよう協力体制を確立することで、学校保健委員会や教職員や保護者の校内研修などがその活動内容です。

学校保健安全法の施行や、学校給食法の改正等に伴い、健康教育を担う学校歯科医は、幅広い知識や教育者としての資質が必要な時代となっています。学校保健活動は、多くの専門家との連携が不可欠な時代となってきております。児童生徒を中心に、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・校長先生・担任・養護教諭・保護者・地域住民・教育委員会・かかりつけ医・かかりつけ歯科医など様々な人々との連携が必要です。

歯科衛生士の専門的な知識を持って、学校歯科医とともに児童生徒の学校歯科保健活動を実施できる体制づくりは、歯科衛生士の働き方改革の視点においてもぜひ必要な課題であろうと思います。明るく楽しい学校歯科保健活動のためには、現状を分析し、未来へ向けての課題の発信が大切です。皆さんと考える時間を共有したいと思います。